

## 災害廃棄物の試験焼却に関する受入基準について

### 市民生活部廃棄物対策課

東日本大震災で発生した「災害廃棄物」を広域処理について、敦賀市が受入を検討するにあたり、市民の安全が確保されることが前提となることから、このたび「災害廃棄物の試験焼却に関する受入基準」を作成しました。

今後は、市民への説明を行い、国によるマッチングにより搬出元が決定し協議が整いしだい、安全を確認しながら試験焼却を実施します。

#### 災害廃棄物試験焼却受入基準

搬出元 岩手県又は宮城県

災害廃棄物の種類 木材チップ（角材、柱材等の木材を破砕し、チップ状にしたもの）

受入施設 焼却：敦賀市清掃センター（櫛川） 埋立処分：赤碕最終処分場

受入量 年間約600トン

放射性セシウムの濃度 1キログラム当たり100ベクレル以下

空間放射線量率 バックグラウンドの空間線量率の3倍未満

#### 放射線の管理方法

災害廃棄物搬出元において

災害廃棄物の放射能濃度、空間線量率を測定

敦賀市において

災害廃棄物、焼却灰、排ガス、処分場の浸出水等の放射能濃度を測定

清掃センターや最終処分場の敷地境界での空間線量率を測定

測定結果等については、敦賀市のホームページ等で公開するものとし、試験焼却後、本格受入の際のモニタリング地点、頻度等はあらためて定めるものとする。